

(案)

製 品 生 産 事 業 請 負 契 約 書

1 事業名、請負物件、請負予定数量、請負単価、請負予定金額及び事業場所

事業名	請負物件	請負予定数量	単価 (円)	請負予定金額 (円)	事業場所
素材等 検知業務 請負 木曾 1	最終検知	(m3)			木曾森林 管理署 新上松 土場ほ か
	人工林	13,430			
	天然林	1,930			
	計	15,360			
	最終人工林小径木本数検知	(m3)			
	人工林	260			
	計	260			
	最終層積検知	(m3)			
人工林	170				
計	170				
土場管理	6,141 h				
合計					
消費税及び地方消費税額					
総計					

2 事業期間

自 令和8年4月1日

至 令和9年3月31日

3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前払金	分の 以内 第35条第1項
×	中間前払金	第35条第3項
×	部分払	回以内 第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては別紙を添付する。

4 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

5 特約事項

- (1) 本契約は単価契約とし、請負代金の確定については、製品生産事業中部森林管理局仕様書（以下「仕様書」という。）第39条を適用する。
- (2) 約款第18条第6項（数量による変更契約）は適用しない。
- (3) 請負者は当該契約に係る物件の購入はできないものとする。
- (4) 仕様書（別紙）製品生産事業請負実行管理基準第5条(1)(b)（請負事業進行報告書の作成及び提出）は適用しない。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業製品生産事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を協同連帯して請け負う。

本契約の証として本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 長野県木曾郡上松町正島町1-4-1

氏名 分任支出負担行為担当官
木曾森林管理署長

請負者 住所

氏名

素材等検知業務請負 木曾 1 特記仕様書

本業務は、請負契約書、国有林野事業製品生産事業請負契約約款及び製品生産事業中部森林管理局仕様書によるほか、本特記仕様書に基づき実施しなければならない。

1 本業務の概要は次のとおりとする。

作業名	作業内容	作業量等	作業予定期間
素材検知	<ul style="list-style-type: none"> ・素材の計測（日本農林規格に基づく長級及び径級の測定） ・樹種別区分 ・品等・品質の区分格付け ・元玉・中玉の区分 ・標示（層積検知にあたっては測定箇所を明示を含む） ・野帳等（素材極積検知野帳）への記入 ・材積計算・集計及び野帳との照合 	最終土場 木曾郡上松町 新上松土場他 人工林 13,430m ³ 天然林 1,930m ³ 最終土場（本数検知及び層積検知） 木曾郡上松町 新上松土場他 人工林小径木本数検知 260m ³ 層積検知 170m ³	令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日
土場管理	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙事業予定数量及び土場管理時間内容のとおり 	木曾郡上松町 新上松土場他 6,141 時間	//

2 素材検知業務の実施にあたっては、以下のとおり厳守することとする。

ア 同種の業務に3年以上従事した経験がなければならない。

ただし、経験期間に満たない者に対し、前記技術者が直接指導できる場合は経験を要しない。

イ 製品生産箇所から搬入された素材については、原則3日以内に長径級等の計測及び木口標示（天然木曾ヒノキ等の品等格付けを要する素材含む）を実施すること。

ウ 長径級等の計測及び木口標示（天然木曾ヒノキ等の品等格付けを要する素材含む）を完了した素材については、速やかに極積みを行うよう巻立事業者と打合せを実施すること。

エ 極積みされた素材については、原則2日以内に指定野帳への記載を実施し、完了後は速やかに野帳を提出すること。

オ 祝休日等によりやむを得ない場合など、上記によりがたい場合は監督員と協議し、指示を受けること。

3 次の樹種（パルプ材）については本数検知とし、樹種毎・長級毎の径級は以下によることとする。

- (1)人工林ヒノキ（径級14cm未満）
- (2)人工林サワラ（径級14cm未満）
- (3)人工林スギ（径級14cm未満）
- (4)人工林カラマツ（径級13cm未満）

樹種	長級（m）	径級（cm）
人工林ヒノキ（径級14cm未満）	3.0	11
”	4.0	10
人工林サワラ（径級14cm未満）	3.0	11
”	4.0	10
人工林スギ（径級14cm未満）	3.0	10
”	4.0	10
人工林カラマツ（径級13cm未満）	3.0	10
”	4.0	10

4 層積による素材検知は次の方法による。

ア 集積された状態の1極毎の体積をセンチメートルにより実測（長さ、高さ及び幅）して計算する。

イ 換算係数は、0.574とする。（2mパルプ材N）

5 土場管理使用施設等については次のとおりとする。

ア 土場管理用の事務所は図面にて明示された個所（指定事務所）とし、業務遂行に指定事務所の各種機能（電話、FAX、コピー機）は使用でき、その費用（光熱水量等）は木曾森林管理署の負担とする。

その他の消耗品は別紙1に定めるもの以外は請負事業者が負担するものとする。

イ 土場管理用の指定事務所使用については、請負者の都合により使用の可否を決めることができるものとし、木曾森林管理署は土場管理に必要な措置は講じたものとする。ただし、請負者が指定事務所を使用しない場合は、指定事務所と同等の条件を確保し、土場管理を実施するものとする。

6 貸与図書、資料及び物品は次のとおりとする。

- ・中部森林管理局 素材検知業務提要

令和8年度 素材等検知業務請負 木曽1 事業予定数量及び土場管理時間について

木曽森林管理署

(検知:m³ 土場管理:時間)

事業内容	地点 人天	最終土場(本数検知及び層積検知含む)				備考
		新上松土場	焼笹土場	氷ヶ瀬土場	合計	
検知	人工林	6,380	5,990	1,490	13,860	
	天然林			1,930	1,930	
	計	6,380	5,990	3,420	15,790	
土場管理				6,141		

土場管理について

1 土場管理時間は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く土場営業日に、土場営業時間である8時間(8~17時営業、昼1時間を除く)を乗じた時間です。

土場管理時間には、土場等活用委託販売受託者(以下土場活受託者)負担分は含まれていません。土場活受託者負担分を含めた時間は約6938時間です。

2 土場管理者は営業土場ごとに常駐することとする。但し、検知と兼務可能な業務については兼務できるものとする。

3 各土場において一人では難しい事案(例:椋の除雪等)が発生した場合に、監督職員の指示に基づいて行う作業も含まれる

土場管理事業内容

外 業

区 分	項 目	内 容
搬入材管理	搬入状況の把握	◎搬入状況を把握し確認
搬出材管理	土場作業	◎販売物件の搬出の状況を確認し、桧ごとに記入し管理する
		◎土場の巡視(搬出桧のカスガイ、桧積表示板撤去等)
		◎カスガイ、桧積表示板等の補修
素材品質管理	薬剤散布	◎素材等に対する、防虫剤、殺虫剤の散布
	除草	◎土場内の除草剤散布
	変色干割れの防止	◎素材等に対する、シート付け外し
桧積の安全対策		◎桧積された桧のカスガイの確認、搬出中の桧の安全確認
		◎不安定の桧の安定確保の指示
施錠管理		◎門扉の開閉、土場内の施錠管理、盗難防止の確認
施設管理	事務所の清掃	◎事務所内の清掃、火気の確認
	土場及び土場周辺 の環境整備	◎除草剤の使用できない箇所の雑草刈払、土場内の雑木除去等
	簡易な補修等	◎土場敷及び土場で使用している設備等の維持管理及び補修
	除雪	◎土場敷歩行箇所及び完了桧の除雪 但し、土場盤台、通路を除く

内 業

区 分	項 目	内 容
受入野帳の確認		◎検知後に送付されてくる野帳の確認
		◎箇所別・業者別・生産数量の集計、生産報告・出納簿との照合
販売準備	桧の表示	◎桧積表示板の記入・現地表示
搬出管理	販売結果の表示	◎販売後に森林管理署等から連絡してくる販売結果を桧積表示板に記入、入金の確認、引渡し立会の実施、搬出月日等のメモを記入し、搬出管理の実施
実行簿の確認	製品販売実行簿の 記入	◎森林管理署等から連絡してくる実行簿を出納簿等と確認
進行報告	搬入材の進行報告	◎毎日・毎週・毎月の搬入状況を取りまとめて報告
会議	各種打合せ会議	◎検知仕様等の詳細打合せ及び問題点の打合せ
外部対応	接客	◎完了桧についての説明等
	防犯	◎作業時間内の見回り等、一般的な保安全管理

薬剤散布について

区 分	内 容
使用薬剤	スミチオン乳剤
使用方法・ 時期	① 4月～10月 ② 毎月2回程度散布 ③ 散布基準:100倍 原液:0.0076 ^{リットル} ／m ³
作業従事者 の健康管理	① 作業後は直ちに手足、顔などを石けんでよく洗い、洗眼・うがいをするとともに衣服を交換してください。 ② 作業従事前に健康状態を聞き取り、異常を訴えた者には従事させない。また作業終了後も健康状態の聞き取りを行い、異常を訴えた者には医師の診断を受けさせるなどの適切な処置をとる。
保護具	保護メガネ、農薬用マスク、不浸透性手袋、長ズボン、長袖の着用
効果・薬害 などの注意	・ボルドー液と混用する場合は散布直前に行い、できるだけ早く使用してください。ただし、その他のアルカリ性の強い農薬との混用はさけてください。 ・DCPA剤との同時施用及び10日以内の近接散布は薬害を生ずるおそれがあるのでさけてください。 ・自動車、壁などの塗装面、大理石、御影石に散布液がかかると変色する恐れがあるので、散布液がかからないよう注意してください。 ・水源池、飲料用水、養殖池等に本剤が飛散流入しないように十分注意してください。
安全使用・ 保管上の注意	・誤飲などのないよう注意してください。 ・本剤の解毒剤としては硫酸アトロピン製剤及びPAM製剤が有効であると報告されています。 ・本剤は眼に対して刺激性があるので眼に入らないよう注意してください。眼に入った場合には直ちに水洗し、眼科医の手当を受けてください。 ・本剤は皮膚に対して刺激性があるので皮膚に付着しないよう注意してください。付着した場合には直ちに石けんでよく洗い落としてください。 ・散布の際は農薬用マスク、不浸透性手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用してください。作業後は直ちに手足、顔などを石けんでよく洗い、洗眼・うがいをするとともに衣服を交換してください。 ・作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯してください。 ・かぶれやすい体質の人は取扱いに注意してください。 ・水産動植物(魚類)に影響を及ぼすので、養魚田では使用しないこと。本剤を使用した苗は養魚田に移植しないでください。 ・水産動植物(甲殻類)に影響を及ぼすので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用してください。 ・空中散布または無人ヘリコプターによる散布で使用する場合は、河川、養殖池等に飛散しないよう特に注意してください。 ・散布後は水管理に注意してください。 ・使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきってください。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないでください。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理してください。
その他	土場入り口、事務所前に看板等で近隣に周知を行う。

別紙 1

品名	用途
遮光シート	材の乾燥割れをを予防する
桧標示看板	桧の地番、桧番号、樹種、本数、材積、買受人等を記入する
看板支柱	桧標示看板を掛ける支柱
ペンキ	土場内の地番標示等を修正する
ペンキうすめ液	
刷毛	
桧積検知野帳	
薬剤（スミチオン）	穿孔虫害予防及び殺虫のために桧に散布する
薬剤（ラウンドアップ）	土場内の雑草除去のために散布する
ゲート鍵	